

「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における 特定機関に関する指針」の変更(案)について

令和 5 年 1 0 月 2 0 日
国家戦略特別区域諮問会議

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関しては、本事業の適正かつ確実な実施のため、平成27年9月9日に特定機関その他関係者が講ずべき措置に関する指針が定められている。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための入国制限が本事業に与えた影響を踏まえ、本事業の円滑な実施のため、同指針の変更を行うものである。

なお、指針の変更は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いた上で内閣総理大臣が定めることとされているため、別紙の通り、指針の変更(案)を諮るもの。

参考

国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)(抄)

第十六条の四

- 3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた指針(以下この条において単に「指針」という。)を作成するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。